

浦安市青少年発達サポートセンター運営業務

公募型プロポーザル募集要項

令和8年8月

浦安市 福祉部 障がい事業課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は本市における小学生から概ね 25 歳までの発達障がいのある方や発達が気になる方などに専門性の高い療育支援などを行うため、浦安市青少年発達サポートセンター運営業務の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

浦安市青少年発達サポートセンター運営業務委託

(2) 業務概要

「浦安市青少年発達サポートセンター運営業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和 9 年 6 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

(4) 委託上限額

301,862,838円（消費税及び地方消費税を除く）

金額は全期間の金額です（58か月間分 債務負担行為）。

年度別上限額	令和 9 年度	48,940,315円
	令和10年度	60,450,045円
	令和11年度	62,249,187円
	令和12年度	64,129,291円
	令和13年度	66,094,000円

(5) 履行場所

浦安市入船五丁目45番 1 号 まちづくり活動プラザ 1 階・2 階

(6) 事務局

浦安市 福祉部 障がい事業課

TEL：047-712-6398（直通）

FAX：047-355-1294

E-mail：shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。
※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項（4）で定めた各年度における上限額内であること。
- (8) 委託期間中、中立・公正に浦安市青少年発達サポートセンターを運営できる法人で、発達障がい児・者への療育支援が適正かつ円滑に実施できること。
- (9) 発達障がい児・者への支援実績を 1 年以上有する法人であること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 8 年 8 月 6 日	(木)	
施設見学会	令和 8 年 8 月 18 日	(火)	
質問の締切	令和 8 年 8 月 28 日	(金)	正午
質問への回答	令和 8 年 9 月 11 日	(金)	
応募締切（応募書類の提出期限） (第 1 次審査)	令和 8 年 9 月 18 日	(金)	正午
第 1 次審査結果の通知	令和 8 年 10 月 9 日	(金)	予定
提案書の提出期限 (第 2 次審査)	令和 8 年 10 月 30 日	(金)	正午
ヒアリングの実施	令和 8 年 11 月 6 日	(金)	予定
審査結果の公表	令和 9 年 2 月中旬		予定
契約協議・契約の締結	令和 9 年 3 月中旬		予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 9 月 18 日（金）正午までとする。
- (2) 施設見学会（参加自由）
 - ア 参加申し込みは、「浦安市青少年発達サポートセンター運営業務公募型プロポーザル応募様式集」の施設見学会申込書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要(6)」で示したメールアドレスに E メールで提出する。
なお、参加人数は、1 法人（団体）3 人までとする。
 - イ 施設見学会申込の受付期間は、令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 8 月 13 日（木）正午までとする。
 - ウ 施設見学会は、令和 8 年 8 月 18 日（火）に行うものとし、集合時間及び場所については、別途連絡する。
- (3) 質問の受付と回答
 - ア 質問事項は、「浦安市青少年発達サポートセンター運営業務公募型プロ

ポータル応募様式集」の質問書（様式２）に必要事項を記入し、「２．概要（６）」で示したメールアドレスにＥメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和８年８月２８日（金）正午までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和８年９月１１日（金）から浦安市ホームページで公表する。

（４） 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和８年９月１１日（金）から令和８年９月１８日（金）正午（土日を除く）

イ 受付時間

午前９時から午後４時（正午～午後１時を除く）

ただし、応募締切日については、正午までとする。

ウ 提出先

浦安市 福祉部 障がい事業課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全てＡ４サイズ（Ａ３サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（様式３）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、１０部（正本１部、副本９部）提出すること。

（ア） 公募型プロポータル応募等様式集（様式３～様式１０）

（イ） 役員名簿

（ウ） 担当者経歴書

（エ） 直近１か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産

税の納税証明書

上記書類は、次の内容を含んだものとする。

- ① 経営方針
- ② 応募の理由
- ③ 具体的な類似業務の実績
- ④ 青少年発達サポートセンター運営方針

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(2) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月30日（金）正午（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後4時（正午～午後1時を除く）

ただし、提案書の提出締切日については、正午までとする。

ウ 提出先

浦安市 福祉部 障がい事業課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

(ア) 企画書

(イ) 本業務への実施体制がわかる書類

(ウ) 業務実施に際しての基本的な取組方針等

(エ) 見積書（令和9年度から令和13年度まで年度ごとの提出とする）

上記書類は、次の内容を含んだものとする

① 年間業務計画について

② 業務履行の具体的な手法について

③ 本業務における障がい者相談支援に対する支援手法について

④ 事故防止・安全対策

⑤ 職員採用・資格・経験・配置

⑥ 個人情報保護に対する配慮

カ 提出部数

原本1部コピー9部

(3) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(4) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和 8 年 11 月 6 日（金）に実施予定。時間及び場所については、第 1 次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め 4 名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内及び質疑応答 20 分程度の 40 分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第 7 条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. 事業実施条件

業務経費等については、委託料で賄うこととする。委託料の上限額は、「2. 概要(4)」以下とする。

9. 業務の引継ぎ

運営事業者の選定結果による運営事業者の変更、若しくは期間途中で業務を廃止した場合は、事業やサービスの休止など利用者のサービスが低下することがないよう、円滑な業務の引継ぎを行うこととする。

また、業務の引継ぎに要する費用については、原則引継ぎを受ける運営事業者が負担することとする。

別表 1 第 1 次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する	15 点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	20 点
担当者経歴	配置予定担当者の経歴は十分か評価する	15 点
合計		50 点

別表 2 第 2 次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
1. 応募法人等について (10 点)	(1) 経営方針・応募理由 ・ 経営の方針・目標が明確であるか ・ 経営方針と事業の目的が合致しているか ・ 応募の理由が適正で明確であるか ・ センターの設置目的を理解した応募理由となっているか	5 点
	(2) 経営組織・障がい児（者）の療育支援等に関する実績 ・ 実績等が事業の遂行上有効であるか ・ 法人としての責務を果たしているか ・ 職員の定着率は良好であるか	5 点
2. センターの運営体制について (25 点)	(1) センター運営方針 ・ 事業の設置目的に沿った運営が期待できるか	5 点
	(2) 個人情報保護、苦情解決の取組みと実効性 ・ 個人情報の管理方法・体制について、適切な取組みがされているか ・ 苦情解決の取組みと体制について、適切な取組み	5 点

	がされているか	
	(3) 公正・中立性の方策 ・業務の遂行にあたって、公正・中立性を確保する 方策がとられているか	5 点
	(4) 開設時間、緊急時の体制等 ・窓口開設時間等は適正か ・具体的な緊急時の体制、対応等が確保されている か	5 点
	(5) 施設の適正な維持管理、安全面、衛生面につい ての考え方 ・施設の適正な維持管理についての考え方 ・維持管理に係る経費縮減についての方策 ・施設を安心して安全に利用でき、衛生的であるか	5 点
3. 職員について (20 点)	(1) 職員体制・職員配置計画、職員シフトについて ・責任者や管理体制が明確か ・職員の経験・実績は十分か ・常勤職員の配置、有資格者の配置等は適正か ・職員体制・配置計画は適正であるか (職員体制は十分か、採用・確保の配置計画の実効 性は適切か)	15 点
	(2) 職員の資質の向上 ・人材育成や適切な研修機会等は確保できているか ・職位、職務内容に応じた研修及び待遇等、職員の 資質向上のための研修が計画されているか	5 点
4. 適切な事業計 画・業務内容の実 効性について (40 点)	・業務内容についての理解度、具体性、妥当性、実 行性があるか (業務内容) ①療育支援事業 (集団療育、個別療育) ②交流事業	40 点

	③相談支援事業 ④地域支援事業（支援力向上支援、訪問支援）	
5. 収支予算書について（5点）	・ 収入項目、額等は適正か ・ 支出項目、額等は適正か ・ 支出額の縮減への意欲があるか ・ 収支に優れた提案がされているか	5 点
合計		100 点